浦添市発達支援実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 11 月 11 日

浦添市長　松　本　哲　治

浦添市告示第 129 号

浦添市発達支援実施規程の一部を改正する告示

浦添市発達支援実施規程（平成30年告示第200号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「90人以下」を「60人以下」に、「91人以上」を「61人以上かつ119人以下」に改め、「４人以上」の次に「、120人以上の場合はおおむね６人以上」を加える。

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。

浦添市発達支援実施規程（平成30年告示第200号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市発達支援実施規程 平成30年10月10日 告示第200号 （教育・保育施設及び地域型保育事業所の指定） 第３条　〔略〕 ２　前項の規定により指定を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業所の長は、当該施設の定員が90人以下の場合はおおむね２人以上、91人以上＿＿＿＿＿＿の場合はおおむね４人以上＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の対象児童を受け入れるものとする。ただし、適切な職員（保育士、保育教諭その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）の配置ができない場合は、この限りでない。	浦添市発達支援実施規程 平成30年10月10日 告示第200号 （教育・保育施設及び地域型保育事業所の指定） 第３条　〔略〕 ２　前項の規定により指定を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業所の長は、当該施設の定員が60人以下の場合はおおむね２人以上、61人以上かつ119人以下の場合はおおむね４人以上、120人以上の場合はおおむね６人以上の対象児童を受け入れるものとする。ただし、適切な職員（保育士、保育教諭その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）の配置ができない場合は、この限りでない。